

議案第 5 号

杉並区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 1 6 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）第 1 0 条の規定による経営の許可等に係る墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の構造設備及び管理の基準並びに事前手続その他必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(墓地等の経営主体)

第 3 条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人で、同法第 7 条に規定する主たる事務所（以下「宗教法人の事務所」という。）を区内に有するもの（以下「宗教法人」という。）

(3) 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号）第 4 条に規定する主たる事務所（以下「公益法人の事務所」という。）を区内に有するもの（以下「公益法人」という。）

2 宗教法人の事務所及び公益法人の事務所は、区内に設置されてから、引き続き規則で定める期間を経過しているものでなければならない。

(墓地等の経営の許可等)

第4条 墓地等を経営しようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を提出し、区長の許可を受けなければならない。

2 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を提出し、区長の許可を受けなければならない。

3 区長は、前2項の規定による許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(みなし許可に係る届出)

第5条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合にあっては、その墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(墓地の設置場所)

第6条 墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 当該墓地を営しようとする者が所有する土地であって、その者の所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(2) 宗教法人にあっては、宗教法人の事務所の存する宗教法人法第3条に規定する境内地(以下「境内地」という。)及びその隣接地(以下「境内地等」という。)であること。

(3) 公益法人にあっては、公益法人の事務所の存する敷地(以下「公益法人敷地」という。)であること。

(4) 墓地及びその駐車場の全ての出入口が幅員6メートル以上の道路に接し、かつ、当該道路の一端が幅員が6メートルを超える道路に接続していること。

(5) 河川又は池沼から墓地までの距離は、おおむね20メートル以上であること。

(6) 住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地(以下「住宅等」という。)から墓地までの距離は、おおむね100メートル以上であること。

(7) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

- 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、前項第5号及び第6号の規定は、適用しない。

(墓地の構造設備基準)

第7条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 境界には、障壁及び規則で定める基準に従った緑地を設けること。

(2) アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で築造され、その幅員が1メートル以上である通路を設けること。

(3) 雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道等に適切に排水すること。

(4) ごみ集積設備、給水設備、便所、管理者の常駐する管理事務所及び規則で定める基準に従った駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該墓地を經營しようとする者が、当該墓地の近隣の場所(地方公共団体にあつては当該墓地の隣接地、宗教法人にあつては境内地等、公益法人にあつては公益法人敷地をいう。)に墓地の利用者が使用できる施設を所有する場合において、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該施設に関しては、この限りでない。

(5) 墓地の区域内に規則で定める基準に従った緑地(境界に設ける緑地を含む。)を設けること。ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 墳墓を設ける区域を変更しようとする場合の構造設備基準は、墓地の構造設備基準に準ずる。

(納骨堂の設置場所)

第8条 納骨堂の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 当該納骨堂を經營しようとする者が所有する土地であって、その者の所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(2) 宗教法人にあつては、境内地又は火葬場の敷地であること。

- (3) 公益法人にあっては、公益法人敷地又は火葬場の敷地であること。
- (4) 納骨堂の存する敷地の出入口であって、当該納骨堂の利用者の通行の用に供する全てのもの（当該納骨堂の駐車場の出入口を含む。）が幅員6メートル以上の道路に接し、かつ、当該道路の一端が幅員が6メートルを超える道路に接続していること。

（納骨堂の構造設備基準）

第9条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 壁、柱、はりその他の主要な部分は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造にすること。
- (2) 床面は、コンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること。
- (3) 納骨堂の設備は、建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料を用いること。ただし、納骨堂内で火気を使用しない場合は、この限りでない。
- (4) 必要な換気設備を設けること。
- (5) 出入口及び窓には、建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備を設けること。
- (6) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨堂の納骨装置については、この限りでない。
- (7) 納骨装置は、容易に点検を行うことができる構造であること。
- (8) 待合室、便所、管理事務所及び規則で定める基準に従った駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該納骨堂を經營しようとする者が、当該納骨堂の近隣の場所（地方公共団体にあっては当該納骨堂の存する敷地、宗教法人にあっては境内地、公益法人にあっては公益法人敷地をいう。）に納骨堂の利用者が使用できる施設を所有する場合において、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該施設に関しては、この限りでない。

（火葬場の設置場所）

第10条 火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね250メートル以上離れていなければならない。

- 2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、前項の規定は、適用しない。

(火葬場の構造設備基準)

第11条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。
- (2) 出入口には、門扉を設けること。
- (3) 火葬炉は、5基以上設けること。ただし、地方公共団体が設ける火葬場については、この限りでない。
- (4) 火葬炉には、防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。
- (5) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (6) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (7) 残灰庫を設けること。
- (8) 待合室、便所、管理事務所及び規則で定める基準に従った駐車場を設けること。

(管理者の講ずべき措置)

第12条 墓地等の管理者は、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずるか、又は墓石の所有者に同様の措置を講ずることを求めること。
- (2) 納骨堂又は火葬場の施設の点検を行うとともに、当該施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。
- (3) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (4) 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、墓地等の管理者の講ずべき措置として規則で定めるもの

(墓穴の深さ)

第13条 土葬(死体(妊娠4箇月以上の死胎を含む。))を土中に葬ることをいう。以下同じ。)を行う場合の墓穴の深さは、2メートル以上としなければならない。

(土葬禁止地域)

第14条 区長は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために土葬を禁止する地域(以下「土葬禁止地域」という。)を指定することができる。

2 墓地の経営者は、土葬禁止地域においては、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

(無縁の焼骨等の保管等)

第15条 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の焼骨等を、次に定めるところにより保管し、又は埋葬しなければならない。

(1) 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、一体ごとに陶器等不朽性の容器に納め、その容器には、死亡者の氏名、死亡年月日及び改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。

(2) 無縁の遺体又は遺骨(焼骨を除く。)を発掘したときは、無縁墳墓に埋葬するか、又は火葬に付した後、前号に定めるところにより保管すること。

(標識の設置等)

第16条 第4条第1項の許可を受けて墓地等を経営しようとする者又は同条第2項の許可を受けて墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域を拡張しようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該許可の申請に先立って、墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、当該墓地等の建設予定地に隣接する土地(隣接する土地と同等の影響を受けると認められる土地を含む。)又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者並びに当該建設予定地の周辺に居住する者で規則で定めるもの(以下「隣接住民等」という。)への周知を図るため、当該建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、区長にその旨の届出を行うとともに、当該届出後速やかに区長に協議しなければならない。

2 区長は、申請予定者が、前項の標識を設置しないときは当該標識を設置すべきことを、同項の規定による協議をしないときは当該協議をすべきことを指導することができる。

(説明会の開催等)

第17条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、当該墓地等の建設等の計画

について、規則で定めるところにより、隣接住民等を対象とした説明会を開催し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。

2 申請予定者は、前項の説明会を開催しようとするときは、規則で定める期限までに、日時及び場所等の内容を記載した書面を配布する等の方法により隣接住民等に周知しなければならない。

3 区長は、申請予定者が第1項の説明会を開催しないときは、当該説明会を開催すべきことを指導することができる。

(隣接住民等との事前協議の指導)

第18条 区長は、隣接住民等から、第16条第1項の標識を設置した日以後規則で定める期間内に、当該墓地等の建設等の計画について、次に掲げる意見の申出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等との協議を行うよう指導することができる。

(1) 公衆衛生その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見

(2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見

(3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、前項の協議に当たっては、誠意をもって対応するよう努めなければならない。

3 申請予定者は、規則で定めるところにより、第1項の規定による指導に基づき実施した隣接住民等との協議の結果を区長に報告しなければならない。

(公表)

第19条 区長は、第16条第2項又は第17条第3項の規定による指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかったことに正当な理由がないと、前条第1項の規定による指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかったことが同項の意見の申出の状況及びその内容に照らして著しく不当であると区長が認めるときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該指導を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(工事の完了の届出)

第20条 墓地等を経営しようとする者は、当該墓地等の新設に係る工事が完了し

たときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- 2 墓地等の経営者は、当該墓地等の新設又は変更に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(申請事項変更の届出)

第21条 墓地等を経営しようとする者は、第4条第1項の申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

- 2 墓地等の経営者は、墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第4条第1項又は第2項の申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に施行日の前日における墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第125号。以下「都条例」という。)の規定により行われている許可の申請については、第3条、第6条から第11条まで及び第16条から第19条までの規定にかかわらず、都条例の規定の例による。
- 3 施行日前に都条例の規定により墓地等の経営の許可を受けた者が、第4条第1項の規定により、新たに納骨堂の経営の許可を受けようとする場合については、第3条、第8条、第9条及び第16条から第19条までの規定にかかわらず、都条例の規定の例による。
- 4 施行日前に都条例の規定により墓地等の経営の許可を受けた者が、第4条第2項の規定により、当該許可を受けた墓地の区域を変更する場合、当該墓地に係る墳墓を設ける区域を変更する場合、当該許可を受けた納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合又は当該許可を受けた墓地等を廃止する場合については、第3

条、第6条から第11条まで及び第16条から第19条までの規定にかかわらず、都条例の規定の例による。

5 施行日前に都条例の規定により経営の許可を受けた墓地等について、その設置場所及び構造設備を変更することなく、当該許可を受けた者の地位を承継するために、第4条第1項の規定により、新たに当該墓地等の経営の許可を受けようとする場合で、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、第6条から第11条まで及び第16条から第19条までの規定にかかわらず、同項の規定により、当該許可をすることができる。この場合において、当該許可に係る事前手続については、都条例第16条から第19条までの規定の例による。

6 前項の規定により墓地等の経営の許可を受けた者が、第4条第1項の規定により、新たに納骨堂の経営の許可を受けようとする場合については、第8条、第9条及び第16条から第19条までの規定にかかわらず、都条例の規定の例による。

7 第5項の規定により墓地等の経営の許可を受けた者が、第4条第2項の規定により、当該許可を受けた墓地の区域を変更する場合、当該墓地に係る墳墓を設ける区域を変更する場合又は当該許可を受けた納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合については、第6条から第11条まで及び第16条から第19条までの規定にかかわらず、都条例の規定の例による。

(提案理由)

墓地等の構造設備及び管理の基準並びに事前手続等を定める必要がある。